

一般財団法人 Ruby アソシエーション 2015 年度 第 1 回通常理事会議事録

開催日時 2015 年 6 月 11 日 (木) 10:00～11:30

開催場所 松江：オープンソースラボ (松江市朝日町 478 番地 18 松江テルサ別館 2 階)

東京：セールスフォース様オフィス (東京都千代田区丸の内 2-7-2 JP タワー 12 階)

理事総数 6 名

出席理事 5 名 松江：松本行弘 (理事長)、井上浩 (副理事長)、山根泉 (理事)

東京：笹田耕一 (理事)、橋本明彦 (理事)

出席監事 今岡正一

事務局：前田修吾 (事務局長)、横田早百合 (事務局員)、徳永翔二 (事務局員)、江角俊秀 (事務局員)

オブザーバー：杉原健司 (支援スタッフ)、植田智則 (支援スタッフ)

定款第 39 条の規定により出席理事から井上浩副理事長を議長として選出し、井上副理事長が議長席につき、当財団の理事現在数 6 名中、定款第 40 条第 1 項及び第 2 項の規定に従い、議長を含め議決に加わることにてざる理事 5 名の出席により定足数を満たしたので本理事会は有効に成立した旨を宣し、テレビ会議システムにより出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにてざる状態となっていることを確認のうえ議事に入った。冒頭、松本理事長より今期の円滑な財団事業の実施に向け本日の議事進行、協議に期待する旨の挨拶があった。

審議事項 1：「2014 年度決算案について」

定款第 7 条第 1 項に基づき (審議事項 2 以降も同様)、議長の指名により横田事務局員が、2014 年度決算案の説明を行った。

議場からは、Ruby の国際規格のメンテナンスと協賛会員拡大の為の活動に掛かる費用について意見交換があった。

審議の後、議長がこれについての決議を求め、全員異議なくこれを決議した。

審議事項 2：「評議員選定委員会運営細則の改訂について」

議長の指名により横田事務局員が、評議員選定委員会運営細則の改訂について説明を行った。

議場からは、文言について一部意見交換があったが、原案のままとすることになった。

審議の後、議長がこれについての承認を求め、全員異議なくこの原案で承認した。

審議事項 3：「評議員選定委員の選定」

議長の指名により横田事務局員が、評議員選定委員会の委員となる事務局員 (横田早百合) 及び外部委員 (田代秀一、高橋征義) が 2015 年 6 月 23 日開催の定時評議員会終結後、任期満了となるため、後任の委員を選任する必要がある旨を述べ、候補者ごとに議決に付したところ全員異議なく下記の者を選任可決した。

評議員選定委員 田代秀一、高橋征義、横田早百合

報告・協議事項 1：「無料職業紹介の実施について」

議長の指名により徳永事務局員が、以下の説明を行った。

- ・ 3 月 25 日開催の理事会で、リクルートに関連した事業を Ruby アソシエーションでできないかという提案があり、実施に向けて調査をしたところ、無料職業紹介事業者というのがあがるが、今回はその無料職業紹介事業者にならずに実施する方向で今のところ考えている。
- ・ 無料職業紹介事業者は、職業紹介の斡旋をした場合のみ該当するとのことで、それ以外であれば申請をしなくても大丈夫ということなので、斡旋をせずに職業紹介をすることになる。
- ・ 具体的に何をやるかという点、Ruby アソシエーションのサイトに求人情報を掲載し、それを応募者が見て後のやり取りに関しては直接企業の担当者とやっってくださいというかたちで行いたい。
- ・ 6 月の評議委員会で実施する旨を報告して、実際にサイトに掲載していきたい。

議場からは、紹介と斡旋の違いや情報提供に関する免責事項、サイトへの掲載方法、またビジネス

ユーザーズカンファレンス等での職業紹介の場の提供や将来的な展開について意見交換があった。

報告・協議事項2：「Ruby 技術者認定試験推移」

議長の指名により徳永事務局員が、最近の受験者数の推移と今後のプロモーション予定について説明を行った。なお、議場より特段の意見、質問はなかった。

その他

- ・横田事務局員から、6月開催予定の評議員選定委員会と、評議員会後の臨時理事会開催についての説明が行われた。
- ・笹田理事から、12月開催の RubyKaigi について情報共有があった。

以上この議事録が正確であることを証するため、定款第 43 条の規定により、代表理事理事長（松本行弘）と出席監事（今岡正一）は、次に記名押印する。

2015 年 6 月 11 日

上記の通り相違ありません。

一般財団法人 Ruby アソシエーション

代表理事理事長 松本 行弘



監事 今岡 正一



決 算 報 告 書

(第 4 期)

自 2014年 4月 1日
至 2015年 3月31日

一般財団法人Rubyアソシエーション

貸 借 対 照 表

2015年 3月31日現在

(2014年度 第4期)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	34,213,308	25,405,710	8,807,598
未収金	1,050,021	5,856,809	△ 4,806,788
前払費用	9,300	9,300	0
流動資産合計	35,272,629	31,271,819	4,000,810
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
固定資産合計	3,000,000	3,000,000	0
資産合計	38,272,629	34,271,819	4,000,810
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,839,850	2,495,522	344,328
未払消費税等	667,800	0	667,800
預り金	49,863	36,110	13,753
流動負債合計	3,557,513	2,531,632	1,025,881
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	3,557,513	2,531,632	1,025,881
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	31,715,116	28,740,187	2,974,929
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	34,715,116	31,740,187	2,974,929
負債及び正味財産合計	38,272,629	34,271,819	4,000,810

正 味 財 産 増 減 計 算 書

2014年 4月 1日から2015年 3月31日まで
(2014年度 第4期)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	599	599	0
事業収益	18,032,917	26,002,887	△ 7,969,970
受取協賛金	14,200,000	13,900,000	300,000
受取補助金	1,379,700	0	1,379,700
受取寄付金	192,819	4,584,189	△ 4,391,370
受取利息	5,692	3,545	2,147
経常収益計	33,811,727	44,491,220	△ 10,679,493
(2) 経常費用			
事業費			
給与手当	3,531,661	2,859,454	672,207
法定福利費	629,859	439,933	189,926
旅費交通費	587,838	297,390	290,448
通信運搬費	64,305	198,011	△ 133,706
消耗品費	308,048	277,620	30,428
水道光熱費	28,178	22,658	5,520
支払手数料	7,294,268	6,789,772	504,496
賃借料	916,696	703,396	213,300
租税公課	674,000	2,400	671,600
支払負担金	1,282,869	710,013	572,856
支払助成金	1,496,721	1,507,526	△ 10,805
委託費	5,986,059	5,416,474	569,585
雑費	59,571	0	59,571
管理費			
役員報酬	600,000	900,000	△ 300,000
給与手当	3,531,661	2,859,453	672,208
法定福利費	629,858	439,933	189,925
会議費	2,376	2,415	△ 39
旅費交通費	593,077	1,712,640	△ 1,119,563
通信運搬費	93,967	66,085	27,882
消耗品費	91,665	200,509	△ 108,844
水道光熱費	28,178	22,658	5,520
諸会費	2,646	2,572	74
支払手数料	285,324	327,227	△ 41,903
賃借料	533,624	412,075	121,549
租税公課	1,400	30,960	△ 29,560
委託費	1,544,000	0	1,544,000
雑費	38,949	43,939	△ 4,990
経常費用計	30,836,798	26,245,113	4,591,685
当期経常増減額	2,974,929	18,246,107	△ 15,271,178
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,974,929	18,246,107	△ 15,271,178
一般正味財産期首残高	28,740,187	10,494,080	18,246,107
一般正味財産期末残高	31,715,116	28,740,187	2,974,929
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産期末残高	34,715,116	31,740,187	2,974,929

財 産 目 録

2015年 3月31日現在

(2014年度 第4期)

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として	168,077
預金	普通預金	運転資金として	
	山陰合同銀行松江駅前支店		34,045,231
未収金		事業収益の未収分	1,050,021
前払費用		翌期駐車場料金の前払分	9,300
流動資産合計			35,272,629
(固定資産)			
基本財産 定期預金	定期預金		
	山陰合同銀行松江駅前支店	運用益を事業の財源として	3,000,000
固定資産合計			3,000,000
資産合計			38,272,629
(流動負債)			
未払金		助成金の未払分	1,496,721
		委託費の未払分	1,086,264
		その他事業費及び管理費の未払分	256,865
未払消費税等		未払消費税等	667,800
預り金		源泉所得税、住民税の預り分	49,863
流動負債合計			3,557,513
(固定負債)			0
固定負債合計			0
負債合計			3,557,513
正味財産			34,715,116

財務諸表に対する注記

1.重要な会計方針

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2.基本財産及び特定資産の増減及びその残高 (単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
小 計	3,000,000	0	0	3,000,000
特定資産				
	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
合 計	3,000,000	0	0	3,000,000

3.基本財産及び特定資産の財源等の内訳 (単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
基本財産				
定期預金	3,000,000	(3,000,000)	(0)	(0)
小 計	3,000,000	(3,000,000)	(0)	(0)
特定資産				
	0	(0)	(0)	(0)
小 計	0	(0)	(0)	(0)
合 計	3,000,000	(3,000,000)	(0)	(0)

附属明細書

1.基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表に対する注記2.「基本財産及び特定資産の増減及びその残高」に記載しているため、その記載を省略している。

一般財団法人 Ruby アソシエーション

評議員選定委員会運営細則 (案)

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人 Ruby アソシエーション（以下「この法人」という。）定款第12条第4項の規定に基づき評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関する事項について定める。

(選定委員会の設置)

第2条 選定委員会は、この法人の評議員を選任及び解任するための機関として設置する。

(委員の構成)

第3条 選定委員会の委員は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び以下の事項に該当しない外部委員2名の合計5名で構成するものとする。

- (1) この法人又は関連団体の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。）
- (2) (1)に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人（過去に使用人であった者を含む。）

(委員の選任及び任期)

第4条 選定委員会の委員となる事務局員及び外部委員の選任は、理事会において行う。

- 2 選定委員会の委員となる評議員は、評議員間で協議の上、決定する。
- 3 選定委員会の委員となる監事は、監事間で協議の上、決定する。
- 4 選定委員会の委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(招集)

第5条 選定委員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集通知)

第6条 選定委員会の招集通知は、会議の開催日の7日前までに、各委員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、選定委員会を開催することができる。

(議長)

第7条 選定委員会の議長は、当該委員会に出席した委員の中から互選により選出する。

- 2 前項の規定により選出された議長は、選定委員会の会務を総理する。
- 3 選定委員会を招集した理事長（第5条第2項の規定により他の理事が招集した場合は、その理事）は、当該委員会の議事に必要な範囲内で説明者を指名し、同席させることができる。

(評議員候補者)

第8条 理事会又は評議員会は、それぞれ選定委員会に提出する評議員候補者を推薦することができる。

(評議員の選任)

第9条 選定委員会は、理事会又は評議員会からこの法人の評議員として推薦された候補者について、

次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由の説明を受けた上で、評議員を選任する。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人の役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

（決議）

第10条 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。但し、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（決議の省略）

第11条 理事会又は評議員会が、選定委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の選定委員会の議決があったものとみなす。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）施行規則第89条に定めるものとする。

（議事録）

第~~11~~12条 選定委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員の全員が記名押

印し、理事会に提出しなければならない。

2 選定委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 当該委員会が開催された日時及び場所
- (2) 当該委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 当該委員会に出席した委員の氏名
- (4) 当該委員会の議長の氏名

3 第1項の議事録は、この法人の主たる事務所に10年間、備え置かなければならない。

（委任）

第~~12~~13条 この規則の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を受けて別に定める。

附 則

この規則は、平成23年7月27日より施行する。（平成23年7月27日理事会議決）

この規則の一部改正は、平成27年6月11日より施行する。（平成27年6月11日理事会議決）